

第97回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 大阪市西区西本町1丁目13番25号
当社本社9階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である
取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

INDEX

| | |
|-------------------|----|
| ■ 第97回定時株主総会招集ご通知 | 2 |
| ■ 株主総会参考書類 | 6 |
| ■ 事業報告 | 20 |
| ■ 連結計算書類 | 42 |
| ■ 計算書類 | 44 |
| ■ 監査報告書 | 46 |

ラボルーム見学会開催について

当社の取扱製品並びに保有技術をご覧いただくため、株主総会終了後に本社1階のラボルームのロボットや3Dプリンターなどの展示物を見学していただく機会を設けてさせていただきます。

この機会に是非ご覧ください。

株主総会にご出席の皆様へのお弁当、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
2026年3月期の事業年度においては、社会経済活動の正常化が進む一方で、世界各地での地政学的緊張の高まりや原材料価格の高止まり、為替相場の変動など、企業活動を取り巻く不確実性の高い状況が続きました。また、日本国内においても、物価上昇や人手不足といった構造的な課題が顕在化するなど、企業経営にとっては引き続き慎重な対応が求められる一年となりました。

このような事業環境のもと、当社事業が関係する業界においては在庫調整の影響が継続したものの、期初に公表した業績予想を達成することができました。厳しい外部環境下にあっても、中長期経営計画「NEW C.C.J 2200」に基づき、技術商社として進化すべく、事業基盤の強化や収益性の改善に粘り強く取り組んできたことが、お客様、仕入先様のご支援と相まって、着実な成果につながったものと受け止めております。これにより、5ヵ年計画の目標を達成し、最終年度を一つの節目として締めくくることができました。

今後につきましても、地政学リスクやサプライチェーンを巡る懸念など、先行き不透明な状況は続くものと想定されますが、2027年3月期よりスタートする新中長期経営計画「GIC30」のもと、グローバルを舞台に次なる成長ステージに向けた取り組みを本格化させ、企業価値の一層の向上に取り組んでまいります。

引き続き、グループ社員一同、一丸となって邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長 布山 尚伸

To Our Shareholders

大阪市西区西本町1丁目13番25号

株式会社 **立花エレクトック**

代表取締役社長 布山尚伸

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、次頁に記載のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合の議決権行使は、インターネットまたは書面により行うことができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2026年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | | |
|--------------|--|---|
| 1. 日 時 | 2026年6月25日（木曜日）午前10時 | |
| 2. 場 所 | 大阪市西区西本町1丁目13番25号 当社本社9階ホール （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） | |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | <ol style="list-style-type: none"> 第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 4. 議決権行使について | 4頁の【議決権の行使に関するご案内】をご参照ください。 | |

以 上

【当社ウェブサイト】

<https://www.tachibana.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスのうえ、「投資家情報」、「株式について」、「株主総会情報」の「第97回定時株主総会」よりご確認ください。)



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「立花エレクトック」または「コード」に「8159」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。)



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tachibana.co.jp/>) に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権の行使に関するご案内

当日ご欠席の場合



①インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時45分まで

⇒ [インターネットによる行使方法のご案内は次頁をご参照ください。](#)



②郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時45分必着

■ ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱います。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちください。

開催日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

■ 当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

本招集ご通知に関する事項

1.書面交付請求による交付書面に関する事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 | ② 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」 |
| ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 | ④ 連結計算書類の「連結注記表」 |
| ⑤ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 | ⑥ 計算書類の「個別注記表」 |

2.電子提供措置事項を修正する場合

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.tachibana.co.jp/>)

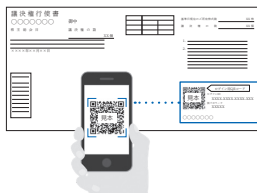
インターネットによる議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイト及びパスワード等について

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

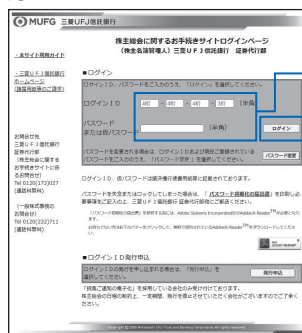
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2. インターネットによる重複行使について

- (1) インターネット及び議決権行使書により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- (2) インターネットによって議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効といたします。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

| | |
|------|----------------------|
| 電話 | 0120-173-027 (通話料無料) |
| 受付時間 | 午前9時から午後9時まで |

第 1 号 議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことに備えて、補欠の監査等委員である取締役に関する規定を定めておりますが、その選任決議の有効期間を監査等委員である取締役の任期に合わせるべく、変更案第19条（取締役の選任）第4項を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

| 現定款 | 変更案 |
|-----------------|--|
| 第 4 章 取締役及び取締役会 | 第 4 章 取締役及び取締役会 |
| (取締役の選任) | (取締役の選任) |
| 第 1 9 条 (条文省略) | 第 1 9 条 (現行どおり) |
| 2 (条文省略) | 2 (現行どおり) |
| 3 (条文省略) | 3 (現行どおり) |
| (新設) | 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | | 当社における地位、担当 | 取締役会の出席状況 |
|-------|----------------------|----------------|---|-------------------|
| 1 | ぬの やま ひさ のぶ 布山 尚伸 | 重任 | 代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当、海外事業担当 | 12回／12回 (100%) |
| 2 | たか み さだ ゆき 高見 貞行 | 重任 | 取締役 専務執行役員 半導体デバイス事業担当 | 12回／12回 (100%) |
| 3 | なん もと たか し 南本 隆吏 | 重任 | 取締役 常務執行役員 F Aシステム事業担当 兼 F Aシステム本部長、本社拠点担当 | 8回／8回 (100%) |
| 4 | まつ うら よし のり 松浦 良典 | 重任 | 取締役 執行役員 管理部門担当兼グローバル戦略室長 | 12回／12回 (100%) |
| 5 | つじ かわ まさ と 辻川 正人 | 重任 社外 独立 | 社外取締役 | 12回／12回 (100%) |
| 6 | つじ たか お 辻 孝夫 | 重任 社外 独立 | 社外取締役 | 12回／12回 (100%) |
| 7 | かな やま とも ゆき 金山 友之 | 新任 社外 | — | — |

(注) 南本隆吏氏の取締役会の出席状況は、2025年6月26日就任後のものであります。

取締役候補者

候補者番号

1

ぬの やま ひさ のぶ
布山尚伸

(1961年7月11日生)

重任



■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1984年4月 当社入社
- 1995年4月 TACHIBANA SALES (HONG KONG) LTD. Managing Director
- 2002年11月 TACHIBANA SALES (HONG KONG) LTD. Managing Director
- TACHIBANA SALES (SHANGHAI) LTD. Managing Director
- 2007年4月 TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. Managing Director
- TACHIBANA SALES (HONG KONG) LTD. Managing Director
- TACHIBANA SALES (SHANGHAI) LTD. Managing Director
- 2010年6月 当社執行役員
- TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. Managing Director
- 2014年4月 当社常務執行役員 海外事業・半導体デバイス海外担当
- TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. Managing Director
- 2016年4月 当社常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、
海外事業担当
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、
海外事業担当
- 2020年4月 当社取締役 常務執行役員 東京支社長兼東京管理部長、
東京支社拠点担当、海外事業担当
- 2022年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当、海外事業担当（現
任）

■ 所有する当社の株式の数 65,947株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

布山尚伸氏は、代表取締役社長として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。東南アジアでの海外経験を経て、中国市場の開拓に向けて香港に移り、海外子会社を統括する持株会社 TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. を設立。そのManaging Directorとして海外子会社と傘下の拠点を統括し、豊富な国際経験を存分に発揮して業容の拡大に尽力すると共に、東京支社長時代には支社の業績を大きく伸長させるなど、当社において国内外の当社グループの経営戦略を担うための豊富な実績と経験を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に尽力してまいりました。従って、当社グループの今後の成長戦略を推進できる人財と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たか み さだ ゆき

高 見 貞 行

(1956年5月25日生)

重任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1980年4月 当社入社
- 1996年4月 TACHIBANA SALES (SINGAPORE) PTE., LTD.
Managing Director
- 2000年4月 当社半導体デバイス本部半導体一部長
- 2006年6月 当社半導体第三本部長
- 2009年4月 当社ルネサス・三菱半導体デバイス統括本部長
- 2010年6月 当社執行役員 ルネサス・三菱半導体デバイス統括本部長
- 2012年4月 当社執行役員 国内半導体デバイス担当
- 2014年4月 当社常務執行役員 半導体デバイス国内担当
- 2016年4月 当社常務執行役員 半導体デバイス事業担当
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 半導体デバイス事業担当
- 2017年4月 当社取締役 専務執行役員 半導体デバイス事業担当（現任）



■ 所有する当社の株式の数 72,266株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

高見貞行氏は、取締役専務執行役員として、半導体デバイス事業を統括しております。入社以来、半導体及び電子デバイスの事業に従事し、シンガポール現地法人のManaging Directorを歴任するなど国内外で豊富な経験を有しております。

同氏は、事業環境の変化が激しい半導体業界において、同事業の知見をもって日系半導体デバイスのみならず外資系半導体ビジネスを伸長させました。国内外一体となったグローバルな半導体事業を牽引して業績を飛躍的に向上させており、取締役としての資質を十分に備えている適切な人財と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1993年 4月 当社入社
- 2013年 4月 当社F A第四本部F Aシステム一部長
- 2015年 4月 当社名古屋支社F A第六本部名古屋F Aシステム一部長
- 2020年 4月 当社F A事業企画室長兼F Aソリューション推進部長
- 2021年 7月 当社F Aシステム戦略事業長兼F A事業企画室長、F Aシステム部
営業部長
- 2022年 4月 当社執行役員 F Aシステム戦略事業部長兼F Aシステム本部長
- 2022年 6月 当社執行役員 F Aシステム事業本部長兼F Aシステム戦略事業部長、
F Aシステム本部長
- 2023年 4月 当社執行役員 F Aシステム事業本部長兼F Aシステム戦略事業部長
- 2025年 4月 当社常務執行役員 F Aシステム事業担当兼本社拠点担当
- 2025年 6月 当社取締役常務執行役員 F Aシステム事業担当兼本社拠点担当
- 2026年 4月 当社取締役常務執行役員 F Aシステム事業担当兼F Aシステム本部
長、本社拠点担当（現任）

■ 所有する当社の株式の数 13,854株

■ 取締役会への出席状況 100%（8回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

南本隆吏氏は、取締役常務執行役員として、F Aシステム事業を統括しております。入社以来、F A機器分野及びF Aシステム分野における営業と事業戦略構築の業務に従事し、事業の業容拡大に尽力してまいりました。

同氏は、お客様のニーズに最適なシステムソリューションを構築することで製造現場の課題解決を実行するための施策として、M2M（Machine to Machine）ビジネスや、システムビジネス、ロボットビジネス、3Dプリンタービジネスの拡大に尽力しております。また、グループ各社の強みを活かした提案力強化を主導するなど、取締役としての資質を十分に備えている適切な人財と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

まつ うら よし のり
松 浦 良 典

(1962年4月21日生)

重任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1985年4月 当社入社
- 2003年4月 当社経営企画本部経営企画部長
- 2010年4月 当社経営企画本部長兼経営企画部長
- 2015年4月 当社管理本部長
- 2016年4月 当社執行役員 管理本部長
- 2019年4月 当社執行役員 経営戦略室長
- 2020年4月 当社執行役員 管理部門担当兼経営戦略室長
- 2023年4月 当社執行役員 管理部門担当
- 2023年6月 当社取締役執行役員 管理部門担当
- 2025年4月 当社取締役執行役員 管理部門担当兼グローバル戦略室長（現任）



■ 所有する当社の株式の数 18,049株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

松浦良典氏は、取締役執行役員として、管理部門の業務全般を統括しております。入社以来、主にスタッフ部門に従事し、管理本部長や経営戦略室長を歴任するなど管理分野の領域において豊富な経験を有しております。

同氏は、中長期経営計画の策定や、コーポレートガバナンス・コードの対応など経営の重要課題への取り組みを通して当社の経営管理の推進やガバナンス体制の向上に貢献しており、取締役としての資質を十分に備えている適切な人財と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

つじ かわ まさ と
辻川正人

(1958年1月31日生)

重任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1985年11月 司法試験合格
- 1988年4月 大阪弁護士会登録
- 1988年4月 関西法律特許事務所入所
- 1994年1月 関西法律特許事務所 パートナー
- 2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員パートナー
- 2007年6月 当社取締役（現任）
- 2019年6月 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外監査役
- 2021年6月 同社社外取締役（監査等委員）
- 2024年1月 弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー（現任）

**■ 所有する当社の株式の数** 0株**■ 在任年数** 19年（本総会終結時）**■ 取締役会への出席状況** 100%（12回中全てに出席）**社外取締役候補者とした理由等**

辻川正人氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士法人関西法律特許事務所の社員パートナーとしての豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの幅広い助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、その取引額は連結売上高の0.01%未満であり、一般株主との利益相反を生じさせる恐れがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1973年4月 日商岩井株式会社（現、双日株式会社）東京本社入社
- 1999年6月 日商エレクトロニクス株式会社 取締役
- 2001年6月 同社常務取締役
- 2002年6月 同社代表取締役社長
- 2009年6月 同社取締役会長
- 2010年7月 双日株式会社 機械部門顧問
- 2013年6月 株式会社JVCケンウッド 社外取締役
- 2014年5月 同社代表取締役社長 執行役員 最高執行責任者、最高リスク責任者、最高革新責任者
- 2016年6月 同社代表取締役社長 執行役員 最高経営責任者
- 2018年4月 同社代表取締役会長 執行役員 最高経営責任者
- 2019年4月 同社代表取締役会長
- 2019年6月 デクセリアルズ株式会社 社外取締役
- 2021年11月 当社特別顧問
- 2022年6月 当社取締役（現任）
- 2022年6月 フィード・ワン株式会社 社外取締役（現任）
- 2022年6月 株式会社シンニッタン 社外取締役（監査等委員）
- 2022年12月 富士ソフト株式会社 社外取締役



■ 所有する当社の株式の数 2,400株

■ 在任年数 4年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

社外取締役候補者とした理由等

辻孝夫氏は、上場企業の代表者として会社経営に関する豊富な経験・知識を持たれており、また、技術者としての専門的な知見と国際経験も有しており、客観的、専門的な視点から当社の経営へ有用な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反関係の生じる恐れがないため、「独立役員」として同取引所に届け出ております。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1995年4月 三菱電機株式会社入社

2023年4月 同社関西支社通信システム部長兼中部支社通信システム部長

2025年4月 同社関西支社通信システム部長

2026年4月 同社関西支社事業推進部長（現任）

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 取締役会への出席状況 —



社外取締役候補者とした理由等

金山友之氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、三菱電機株式会社に入社以来、通信システム部や事業推進部を歴任され、現在は同社の関西支社事業推進部長としてご活躍されております。当社と異なる社外の視点から意見を述べることで当社の経営の合理性・透明性を高め、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、このたび社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、三菱電機株式会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに定める当社の特定関係事業者（主要な取引先）であり、同氏は同社の業務執行者であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 辻川正人氏、辻孝夫氏及び金山友之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、辻川正人氏及び辻孝夫氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。
4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 「所有する当社の株式の数」には、持株会の持分が含まれております。
6. 当社は、辻川正人氏及び辻孝夫氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ております。

第 3 号 議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号

1

いい

飯島

じま

まこと

誠

（1961年9月22日生）

重任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1986年 4 月 株式会社三和銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行） 入行
- 2009年 10月 同行渋谷法人営業支社長
- 2012年 1 月 同行神保町支社副支社長
- 2015年 4 月 当社入社、管理本部審査法務室長 兼 輸出管理室長
- 2016年 7 月 当社管理本部会計審査部長
- 2019年 4 月 当社経営戦略室広報IR部長
- 2023年 4 月 当社管理本部総務コンプライアンス部長
- 2024年 4 月 当社管理部門法務担当部長
- 2024年 6 月 当社常勤監査等委員である取締役（現任）

■ 所有する当社の株式の数 3,149株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

監査等委員会への出席状況 100%（7回中全てに出席）



監査等委員である取締役候補者とした理由等

飯島誠氏は、金融機関における長年の経験を経て、当社において審査法務室長、広報IR部長、総務コンプライアンス部長の経験を有しており、当社の事業部門・管理部門の内容をよく把握しております。これらの豊富な経験や知見を基に経営全般についての的確に監査を遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1984年11月 司法試験合格
- 1987年4月 大阪弁護士会登録
浅岡法律事務所（現、浅岡・瀧法律会計事務所）入所
- 1991年4月 塩路法律事務所開設 所長
- 2007年6月 当社監査役
- 2015年6月 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役
- 2022年1月 弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員（現任）
- 2022年6月 当社監査等委員である取締役（現任）

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任年数 4年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

監査等委員会への出席状況 100%（7回中全てに出席）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

塩路広海氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を持ち、弁護士としての豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反関係の生じる恐れがないため、「独立役員」として同取引所に届け出ております。また、同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。



■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1994年 3月 公認会計士登録
- 2001年 1月 細川公認会計士事務所開設
- 2002年 8月 株式会社総医研ホールディングス 社外監査役
- 2012年11月 税理士法人細川総合パートナーズ社員（現任）
- 2019年 6月 神戸市 監査委員（現任）
- 2020年 6月 美津濃株式会社 監査等委員である取締役（現任）
- 2023年 6月 アルインコ株式会社 社外取締役（現任）



■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 取締役会への出席状況 ー

■ 監査等委員会への出席状況 ー

監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

細川明子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を持ち、会社財務・業務に精通しておられることから、その豊富な専門的知識・経験を活かした助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、このたび監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反関係の生じる恐れがないため、「独立役員」として同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 塩路広海氏及び細川明子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、塩路広海氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。なお、塩路広海氏が原案どおり選任された場合は、同氏と同契約を継続する予定であります。また、新任の細川明子氏が原案どおり選任された場合は、同氏と同契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 「所有する当社の株式の数」には、持株会の持分が含まれております。
6. 当社は、塩路広海氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ております。また、細川明子氏は、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」の要件を満たしており、「独立役員」として同取引所に届け出る予定であります。

■取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキル・マトリックス

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有しているスキルは以下のとおりとなります。

| 氏名 | | 経営 | 営業・ マーケティング | 技術 | グローバル | ガバナンス | 財務・会計 | 法務・ コンプライアンス | 人事・ 人財開発 |
|----------------|------|----|----------------|----|-------|-------|-------|-----------------|-------------|
| 取締役 | 布山尚伸 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 高見貞行 | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● |
| | 南本隆史 | | ● | ● | | ● | | ● | |
| | 松浦良典 | | | | | ● | ● | ● | ● |
| | 辻川正人 | ● | | | | ● | | ● | |
| | 辻 孝夫 | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● |
| | 金山友之 | | ● | | | ● | | ● | |
| 取締役 (監査等委員) | 飯島 誠 | | | | | ● | ● | ● | |
| | 塩路広海 | ● | | | | ● | | ● | |
| | 細川明子 | ● | | | | ● | ● | | |

(注) 各取締役のスキル評価は、経験上保有しているスキル及び現在の役割に照らして発揮を期待しているスキルに●を入れております。

第 4 号 議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者

き だ み の る
木 田 稔 (1970年7月30日生)

■ 略歴（重要な兼職の状況）

- 1993年10月 太田昭和監査法人（現、E Y 新日本有限責任監査法人）入所
- 2004年 1 月 公認会計士・税理士 木田事務所 所長（現任）
- 2006年12月 監査法人グラヴィタス 最高経営責任者・代表社員（現任）
- 2019年 3 月 オプテックスグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2024年 6 月 京セラ株式会社 社外監査役（現任）

■ 所有する当社の株式の数 0 株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

木田稔氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士と税理士の資格を持ち、会社財務・法務に精通しておられることから、その豊富な専門的知識・経験を活かした助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外の監査等委員に就任された場合は、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 木田稔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木田稔氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 木田稔氏との責任限定契約について
当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、木田稔氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、社外取締役として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

| | 第 96 期 (2025年 3 月期) | 第 97 期 (2026年 3 月期) | 前年度比 |
|---------------------|------------------------|------------------------|-------|
| | 百万円 | 百万円 | % |
| 売上高 | 220,112 | 227,511 | 103.4 |
| 営業利益 | 8,222 | 7,511 | 91.3 |
| 経常利益 | 8,690 | 9,117 | 104.9 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 7,046 | 7,422 | 105.3 |

(注) 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【経済環境】

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益の改善等により景気は緩やかに回復の動きが見られた一方で、日本国外においては中国市場の需要低迷並びに為替相場の変動、さらには中東情勢の緊迫によるエネルギー・原材料価格の高騰リスクなど、先行き不透明な状況が継続しております。

当社企業グループが関係する業界におきましては、市場における在庫調整の動きはF Aシステム事業、半導体デバイス事業でその影響を受ける厳しい年度となりましたが、当連結会計年度第3四半期よりようやく底を脱する動きが見られました。

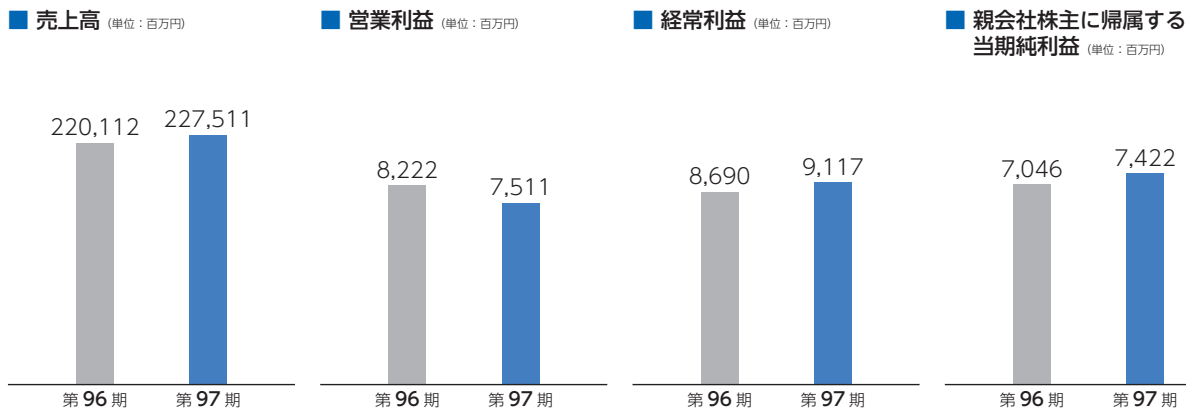
【当社グループの取り組みとその成果】

このような状況下にあつて、5カ年の中長期経営計画「NEW C.C.J2200」の最終年度となる当事業年度は、これまでに掲げてきた各事業の営業戦略と計画を高いレベルで実行できるよう鋭意取り組み、当初掲げた中長期経営計画目標を達成することができました。また、来るべき未来社会に選ばれる技術商社として、お客様の現場の課題解決に向けた当社企業グループのソリューション提案事例を広くアピールすべく、当事業年度も世界最大級の食品製造総合展「FOOMA JAPAN 2025」、「EdgeTech+ 2025」や「関西物流展」などの業界主催の展示会に出展して、ビジネス機会の創出と拡大に取り組みました。また、海外においては、成長著しいインドでの拡販に向けて、サプライヤーや協力会社との関係を構築し、次年度に向けた基盤固めを着実に実行しております。更に、DXの推進、人材の獲得や働

き方改革を推進するための本社オフィスのリニューアル投資など、中長期を見据えた必要投資についても持続的に行っております。

事業活動以外のところでは、対米ドルにおける円安が続いたことにより為替差益が発生し、資本効率向上の一環として政策保有株式の整理も進めてまいりました。

以上の背景から、当連結会計年度の業績は、売上高2,275億11百万円（前年度比3.4%増）、営業利益75億11百万円（前年度比8.7%減）、経常利益91億17百万円（前年度比4.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益74億22百万円（前年度比5.3%増）となりました。

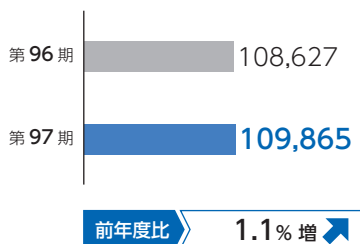


セグメント別売上高の概況は次のとおりであります。(注) 下記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

FAシステム事業

売上高 **1,098億65**百万円 構成比率 **48.3%**

■ 売上高 (単位：百万円)



FA機器分野では、一部の顧客で在庫調整の影響が長期化する中で、プログラマブルコントローラー及びインバーター等の主力機器製品が減少しました。一方で注力しているシステムソリューションビジネスでは引き合い案件が増加し、大きく伸長しました。産業機械分野では、工作機械が減少しましたが、レーザー加工機と自動化設備が伸長しました。産業デバイスコンポーネント分野では、OSの更新需要により情報通信機器の販売が伸長しました。なお、鉄鋼プラント向け大型設備は前年同期に大型案件があった反動から大きく減少しました。

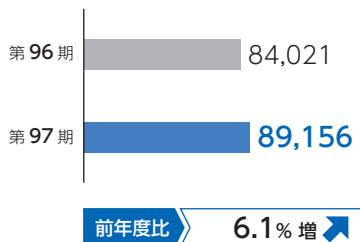
子会社においては、半導体製造装置関連向けを中心に接続機器は堅調に推移しましたが、自動車関連向け設備案件が減少しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比1.1%増加となりました。

半導体デバイス事業

売上高 **891億56**百万円 構成比率 **39.2%**

■ 売上高 (単位：百万円)



半導体分野では、国内外ともに顧客の需要見極めを含む調整局面が継続しましたが、マイコン、メモリーなどが伸長しました。電子デバイス分野では、イメージセンサーが減少したものの、液晶並びにSSD (Solid State Drive) は大きく伸長しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比6.1%増加となりました。

なお、国内外において在庫の純化を進めた結果、営業利益は減益となりました。

施設事業

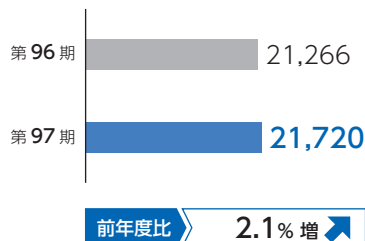
売上高

217億20百万円

構成比率

9.5%

■ 売上高 (単位：百万円)



施設事業では、データセンター向け需要の拡大を背景に、特高受配電設備及び非常用発電設備が売上に大きく寄与しました。加えて、酷暑を背景としたルームエアコンの伸長に加え、店舗用パッケージエアコン及び業務用熱交換器も堅調に推移しました。また、カーボンニュートラル関連分野の受注も拡大しました。一方で、LED照明は前年の大型案件の反動により減少し、昇降機及びビル用マルチエアコンも減少しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比2.1%増加と過去最高を更新し、営業利益も大幅な増益となりました。

その他

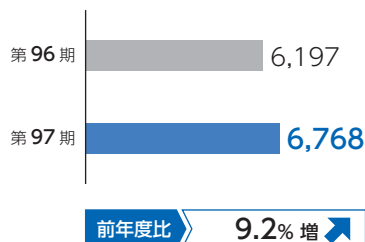
売上高

67億68百万円

構成比率

3.0%

■ 売上高 (単位：百万円)



MMS（金属加工製造受託）分野では、主力の立体駐車場向けの部材は堅調に推移しました。EMS（電子機器製造受託）分野では、産業機械向け製品が微減となるも、家電向け製品と住宅設備向けの基板ビジネスは伸長しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比9.2%増加となりました。

上記セグメントの内、海外関連売上高については以下のとおりであります。

海外関連売上高

437億71百万円

(前年度比 10.2%増)

海外関連売上高は、中国市場の低迷は継続したものの、日系企業向けに需要の回復が見られ売上高が増加し、加えて為替相場の変動も相まって、海外関連売上高比率は前年の18.0%から1.2ポイント増加し、19.2%となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金として特記すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中東をはじめとする地政学リスクやそれに伴う原材料・エネルギー価格などの上昇により、中国を中心とするアジア地域の経済活動に不透明感が増しており、国内では人手不足や物価高騰による原価アップ、金利上昇や急激な為替変動が加わり、依然として先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

このような環境において当社企業グループは、2027年3月期から2031年3月期までの5年間を期間とする中長期経営計画「GIC30」を定めました。本計画期間において、グローバルに変革を進め、DXの活用をもって商社版生産性を高めて、1人当たりの売上・利益を向上させます。また、戦略テーマの単位で投資判断を見定め、規律ある投資を実行することで、得られた成果を成長への再投資、人財投資、株主還元へと結び付け、成長サイクルの循環を続けるGlobal Innovation Companyを目指して取り組んでまいります。

【GIC30における主要な取組み内容】

(1) 各事業の重点取組み

FAシステム事業

- ・FA技術商社としての確固たる地位の確立
- ・OT(オペレーション・テクノロジー)/IT領域の一貫したソリューション提供
- ・成長する業界への戦略商材の拡販

半導体デバイス事業

- ・既存顧客での商談深掘りと新規顧客拡大の推進によるコア事業規模の拡大
- ・新規要素技術の拡充による技術の深化
- ・注力分野の開拓、新規商材の拡充

施設事業

- ・データセンター・物流・都市再開発分野を重点攻略
- ・空調・電源・照明・再エネを融合した高付加価値事業へ進化
- ・設計・販売・施工・保守を一体化した総合エンジニアリング体制を強化

MS事業

- ・グローバル展開を加速
- ・製造受託の範囲を拡大
- ・QC管理と予防処置の強化

海外事業

- ・顧客需要のある地域への拠点展開し、グローバル顧客を一貫サポート
- ・海外技術センターの拡充
- ・技術優位性のあるLocal Supplierの発掘

(2) 経営基盤の構築、強化

① 人財戦略

- ・"立花版ジョブ型人事制度"の完成
- ・GIC30達成に向けたスキルの定義と人財の育成
- ・長期的な人員計画に基づく人財の獲得

② DX戦略

- ・日常業務のAI/RPA利用を標準化
- ・業務・人のノウハウをAIに載せ、各種判断をサポート
- ・デジタルツール活用スキルの向上と風土醸成

③ IT戦略

- ・グループ全体の情報基盤の確立
- ・基幹システムの刷新

④ 財務戦略

- ・非事業資産の圧縮
- ・規律ある事業成長投資の実行
- ・累進配当方針に基づく株主還元

⑤ 株式・IR戦略

- ・株主還元の強化・安定化
- ・IR・SRの強化
- ・株主・投資家との対話の強化

⑥ ガバナンス戦略

- ・情報基盤をベースとしたリスク情報の可視化
- ・データに基づく迅速な意思決定環境の実現
- ・コンプライアンス教育の徹底継続

〔サステナビリティへの取組み〕

当社企業グループでは、持続的な企業価値の向上が重要な経営課題であるとの認識に立ち、社会課題を解決し持続可能な環境や社会の実現に貢献すべくサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ活動の推進に鋭意取り組んでおります。

E：環境

- ・環境配慮型製品の普及促進
- ・顧客・取引先への環境ソリューションの提案
- ・グループ全体のオペレーション領域のGHG低減
- ・Scope 1、2の連結開示、Scope 3開示への対応

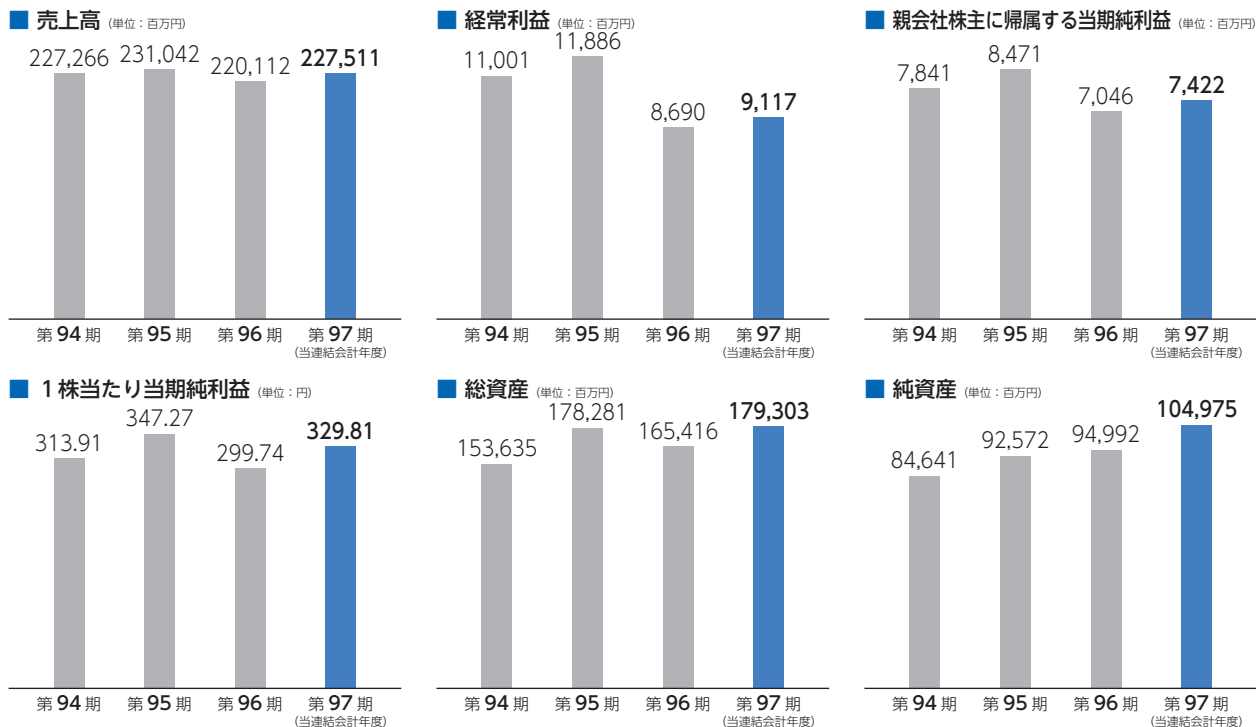
S：社会

- ・"立花版ジョブ型人事制度"への段階的移行
- ・社員の能力開発を促進する研修の実行
- ・健康経営の推進
- ・女性活躍推進の取り組み強化
- ・「なごみの里」里山保全活動の継続、地域社会との連携

G：ガバナンス

- ・コーポレート・ガバナンス体制の継続的な強化
- ・情報基盤確立によるリスクの可視化とグローバル経営管理の強化
- ・コンプライアンス教育の継続実施

(5) 財産及び損益の状況の推移



| 区分 | 第94期 2023年3月期 | 第95期 2024年3月期 | 第96期 2025年3月期 | 第97期 (当連結会計年度) 2026年3月期 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 227,266 | 231,042 | 220,112 | 227,511 |
| 経常利益 (百万円) | 11,001 | 11,886 | 8,690 | 9,117 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 7,841 | 8,471 | 7,046 | 7,422 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 313.91 | 347.27 | 299.74 | 329.81 |
| 総資産 (百万円) | 153,635 | 178,281 | 165,416 | 179,303 |
| 純資産 (百万円) | 84,641 | 92,572 | 94,992 | 104,975 |

(注) 1. 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社、関係会社の状況

| | 会社名 | 資本金 | 当社の 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|------------------------|--------------------|----------------------------|---|
| 国内子会社 | 研電工業株式会社 | 30 百万円 | 100.0 % | 電気機械器具の販売及び修理 |
| | 株式会社立花宏和システムサービス | 100 百万円 | 100.0 | 空調、衛生、給排水の管工事・メンテナンスサービス |
| | 株式会社大電社 | 480 百万円 | 100.0 | F A機器品、電子デバイス品、情報通信機器の販売 |
| | 株式会社立花デバイスコンポーネント | 350 百万円 | 100.0 | 半導体、電子デバイス品の開発、設計、製造、販売、保守 |
| | 株式会社タカギコネクト | 310 百万円 | 100.0 | F A機器品、電子デバイス品、情報通信機器の販売 |
| | 株式会社立花電子ソリューションズ | 350 百万円 | 100.0 | 半導体、電子デバイス品の開発、設計、製造、販売、保守 |
| 海外子会社 | 立花オーバーシーズホールディングス社 | 36,882 千香港ドル | 100.0 | 海外子会社の統括管理業務 |
| | タチバナセールス (シンガポール) 社 ※1 | 200 千シンガポールドル | (100.0) | 半導体、電子デバイス品、F A機器品の販売 |
| | タチバナセールス (香港) 社 ※1 | 1,001 千香港ドル | (100.0) | 半導体、電子デバイス品の販売、技術・品質支援、EMSビジネス |
| | 台湾立花股份有限公司 ※1 | 5,000 千台湾ドル | (100.0) | 半導体、電子デバイス品、F A機器品の販売 |
| | 立花機電貿易 (上海) 有限公司 ※2 | 1,500 千米ドル | (100.0) | 半導体、電子デバイス品、F A機器品、産メカ製品の販売、技術・品質支援、EMSビジネス |
| | タチバナセールス (バンコク) 社 ※1 | 105,000 千バツ | (100.0) | 半導体、電子デバイス品、F A機器品、産メカ製品の販売、技術支援 |
| | タチバナセールス (マレーシア) 社 ※3 | 1,000 千マレーシアリングギット | (100.0) | 半導体、電子デバイス品、F A機器品の販売、技術支援 |
| タチバナセールス (インド) 社 ※4 | 40,000 千インドルピー | (100.0) | 半導体、電子デバイス品、F A機器品の販売、技術支援 | |

- (注) 1. 立花オーバーシーズホールディングス社を除き、国内子会社、海外子会社の区別別にそれぞれ子会社化した順で記載しております。
 2. 出資比率欄の () 内の数字は、間接保有割合であります。
 3. ※1は立花オーバーシーズホールディングス社の100%出資会社であります。
 4. ※2はタチバナセールス (香港) 社の100%出資会社であります。
 5. ※3はタチバナセールス (シンガポール) 社の100%出資会社であります。
 6. ※4はタチバナセールス (シンガポール) 社が99.9%出資し、残りをタチバナセールス (バンコク) 社が出資しております。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、FA機器・産業機械・産業デバイス、半導体・電子デバイス並びに設備機器の販売を主に、これらに附帯する保守・サービス等の事業を営んでおります。

主要な取扱品目は次のとおりであります。

| 区分 | 主要取扱品目 |
|-------------|--|
| ■ FAシステム事業 | プログラマブルコントローラー、インバーター、ACサーボ、各種モーター、配電制御機器、産業用ロボット、放電加工機、レーザー加工機、コネクタ、エンベデッド機器、産業用パソコン、タッチパネルモニター |
| ■ 半導体デバイス事業 | 半導体（マイコン、ASIC、パワーモジュール、メモリー、アナログIC、ロジックIC）、電子デバイス（メモリーカード、密着イメージセンサー、液晶） |
| ■ 施設事業 | パッケージエアコン他空調機器、LED照明、太陽光発電システム、オール電化機器、ルームエアコン、昇降機、受変電設備機器、監視制御装置 |
| ■ その他 | 製造受託(立体駐車場・流通向けラック用金属部材の加工、電子機器設計) |

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

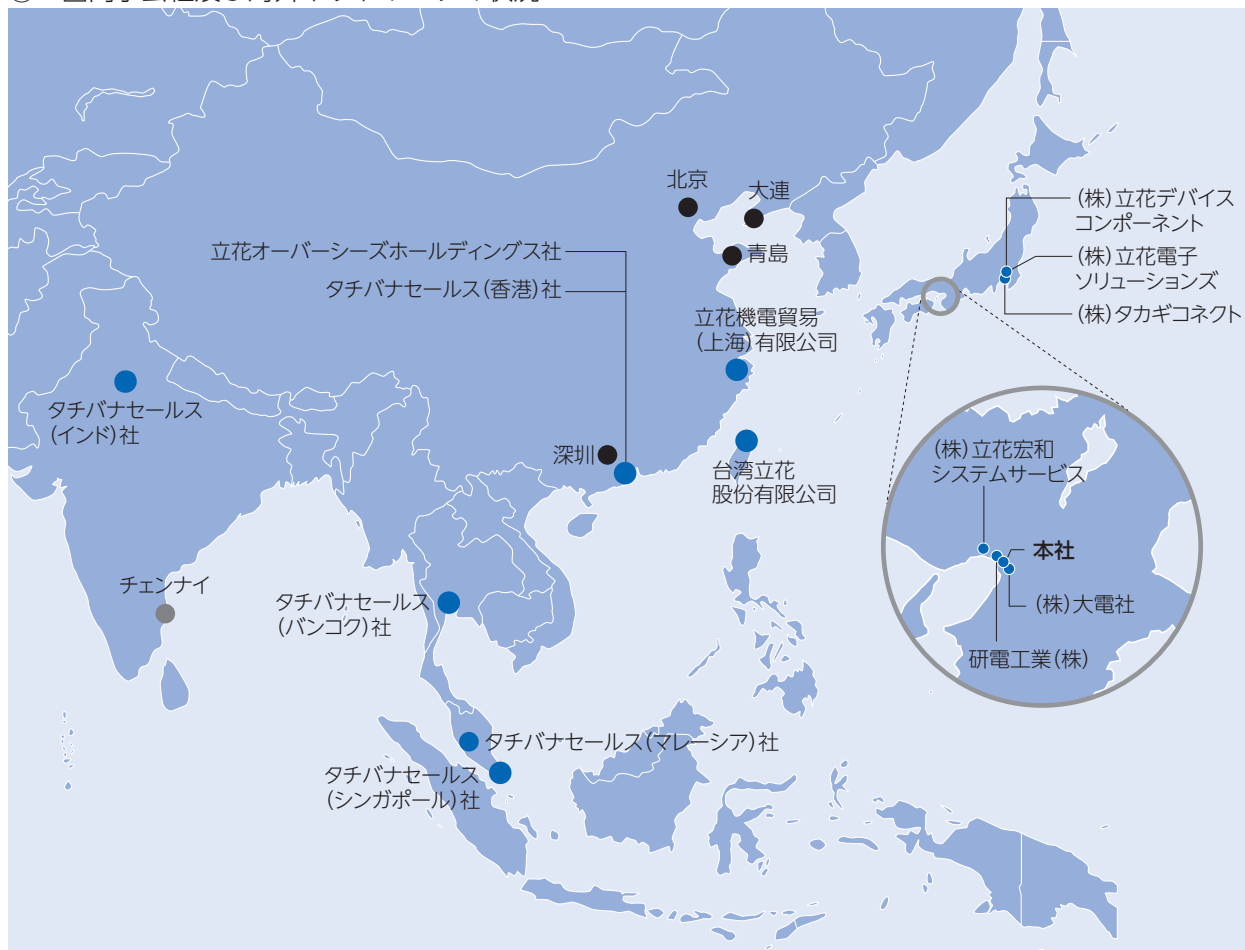
| | | | |
|-------|-------------------|-----------|------------|
| 本 社 | 大阪市西区西本町1丁目13番25号 | | |
| 支 社 | 東日本 (東京都) | 中 部 (愛知県) | |
| 支 店 | 東関東 (茨城県) | 北関東 (埼玉県) | 神奈川 (神奈川県) |
| | 三 河 (愛知県) | 東 海 (愛知県) | 北 陸 (石川県) |
| | 三 重 (三重県) | 滋 賀 (滋賀県) | 南大阪 (大阪府) |
| | 神 戸 (兵庫県) | 姫 路 (兵庫県) | 広 島 (広島県) |
| | 四 国 (香川県) | 九 州 (福岡県) | |
| 営 業 所 | 東 北 (宮城県) | 岡 山 (岡山県) | |

② 重要な子会社、関係会社

| | | | |
|-----------------------|---------------------|--------------|-----------------|
| 国 内 子 会 社 | 研電工業株式会社 | | 本社 (大阪市西淀川区) |
| | 株式会社立花宏和システムサービス | | 本社 (兵庫県尼崎市) |
| | 株式会社大電社 | | 本社 (大阪市浪速区) |
| | 株式会社立花デバイスコンポーネント | | 本社 (東京都港区) |
| | 株式会社タカギコネクト | | 本社 (東京都港区) |
| | 株式会社立花電子ソリューションズ | | 本社 (東京都港区) |
| 海 外 子 会 社 | 立花オーバーシーズホールディングス社 | | 中華人民共和国 (香港) |
| | タチバナセールス (シンガポール) 社 | ※1 | シンガポール |
| | タチバナセールス (香港) 社 | ※1 | 中華人民共和国 (香港) |
| | 台湾立花股份有限公司 | ※1 | 台湾 (台北市) |
| | 立花機電貿易 (上海) 有限公司 | ※2 | 中華人民共和国 (上海市) |
| | タチバナセールス (バンコク) 社 | ※1 | タイ王国 (バンコク) |
| | タチバナセールス (マレーシア) 社 | ※3 | マレーシア (セランゴール州) |
| タチバナセールス (インド) 社 | ※4 | インド (グルガオン市) | |

- (注) 1. 立花オーバーシーズホールディングス社を除き、国内子会社、海外子会社の区別別にそれぞれ子会社化した順に記載しております。
2. ※1は立花オーバーシーズホールディングス社の100%出資会社であります。
3. ※2はタチバナセールス (香港) 社の100%出資会社であります。
4. ※3はタチバナセールス (シンガポール) 社の100%出資会社であります。
5. ※4はタチバナセールス (シンガポール) 社が99.9%出資し、残りをタチバナセールス (バンコク) 社が出資しております。

③ 国内子会社及び海外ネットワークの状況



国内営業拠点：当社 19拠点 子会社 6社

海外営業拠点：子会社 8社

※ 2026年5月にインド国内の営業拠点としてチェンナイ支店を開設しました。

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|--------|-------------|
| F Aシステム事業 | 821名 | 12名増 |
| 半導体デバイス事業 | 412名 | 9名増 |
| 施設事業 | 148名 | 4名増 |
| その他 | 29名 | 2名増 |
| 全社（共通） | 92名 | 3名減 |
| 合 計 | 1,502名 | 24名増 |

(注) 1. 従業員数は、当社企業グループから当社企業グループ外への出向者を除き、当社企業グループ外から当社企業グループへの出向者を含んでおります。

2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 920名 | 33名増 | 43.4才 | 16.7年 |

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-----------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 (注) | 5,467百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 (注) | 3,843百万円 |
| 株式会社伊予銀行 | 224百万円 |

(注) 借入金残高には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含んでおります。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 96,000,000株

(2) 発行済株式の総数 25,025,242株

(3) 株主数 18,472名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------|-------|------|
| | 千株 | % |
| 三菱電機株式会社 | 1,921 | 8.74 |
| 株式会社サンセイテクノス | 1,661 | 7.56 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,455 | 6.62 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,082 | 4.93 |
| 立花エレテック従業員持株会 | 791 | 3.60 |
| 株式会社きんでん | 754 | 3.43 |
| 株式会社ノーリツ | 742 | 3.38 |
| 日本生命保険相互会社 | 471 | 2.15 |
| 株式会社たけびし | 459 | 2.09 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 410 | 1.87 |

(注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式3,048,461株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------------|------|--|
| 代表取締役社長 | 布山尚伸 | 社長執行役員 MS事業担当、海外事業担当 |
| 取締役 | 高見貞行 | 専務執行役員 半導体デバイス事業担当 |
| 取締役 | 南本隆史 | 常務執行役員 FAシステム事業担当 兼 本社拠点担当 |
| 取締役 | 松浦良典 | 執行役員 管理部門担当 兼 グローバル戦略室長 |
| 取締役 | 辻川正人 | 弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー |
| 取締役 | 辻孝夫 | フィード・ワン株式会社 社外取締役 |
| 取締役 | 権藤義一 | 三菱電機株式会社 関西支社事業推進部長 |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 飯島誠 | |
| 取締役 (監査等委員) | 大谷康弘 | 株式会社関西ベンチャーインキュベート 代表取締役 KVI税理士法人 代表社員 監査法人グラヴィタス 代表社員 |
| 取締役 (監査等委員) | 塩路広海 | 弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員 |

- (注) 1. 取締役辻川正人氏、辻孝夫氏及び権藤義一氏並びに取締役(監査等委員)大谷康弘氏及び塩路広海氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役(監査等委員)大谷康弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために飯島誠氏を常勤監査等委員として選定しております。
 4. 当事業年度中の役員の当社における地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

| 氏名 | 異動後 | 異動前 | 異動年月日 |
|------|--------------------------------|----------------------------|------------|
| 南本隆史 | 取締役 常務執行役員 FAシステム事業担当 兼 本社拠点担当 | 常務執行役員 FAシステム事業担当 兼 本社拠点担当 | 2025年6月26日 |

5. 当事業年度末日の翌日以降における役員の地位及び担当の異動状況は、次のとおりであります。

| 氏名 | 異動後 | 異動前 | 異動年月日 |
|------|--|--------------------------------|-----------|
| 南本隆史 | 取締役 常務執行役員 FAシステム事業担当 兼 FAシステム本部長、本社拠点担当 | 取締役 常務執行役員 FAシステム事業担当 兼 本社拠点担当 | 2026年4月1日 |
| 権藤義一 | 三菱電機エンジニアリング株式会社 本社 営業統括部営業第一部長 | 三菱電機株式会社 関西支社事業推進部長 | 2026年4月1日 |

6. 当事業年度中に退任した役員は、次のとおりであります。

| 氏名 | 退任年月日 | 退任理由 | 退任時の当社における地位、担当及び重要な兼職 |
|------|------------|------|------------------------|
| 渡邊武雄 | 2025年6月26日 | 任期満了 | 取締役会長 会長執行役員 ガバナンス担当 |

7. 取締役辻川正人氏及び辻孝夫氏並びに取締役(監査等委員)大谷康弘氏及び塩路広海氏を、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届出をしております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2019年8月7日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、その内容が2021年3月1日施行の会社法に則ったものであることを2021年4月12日開催の取締役会で確認しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬額の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については取締役会で、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬等は、継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値向上に資することを目的としております。現在、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）は全員執行役員を兼務しており、これらの取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、執行役員分の報酬を含みます。その報酬等は、以下を骨子として設計しております。

- ・当社は執行役員制を採用していることから、執行役員報酬を基礎とし取締役報酬を加算する。
- ・固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬で構成する。
- ・企業価値向上には業績向上の影響が大きいことから、業績を司る執行役員分の報酬は、経営・ガバナンスを司る取締役分の報酬を上回るものとする。
- ・執行役員は単体業績に責任を持ち、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）は連結業績・ガバナンスに責任を持つことを基本として、その成績を反映する。

1. 基本報酬に関する方針

(1) 月額報酬

- ・執行役員の報酬（月額）の内、基本報酬部分は役位と担当職務に応じて決定しております。
- ・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬（月額）は基本報酬部分と前年事業年度の連結経常利益に基づく業績連動報酬部分とに区別して決定しております。

2. 業績連動報酬等に関する方針

(1) 月額報酬

- ・執行役員の報酬（月額）の内、業績連動部分は基準となる指標を単体業績での儲けをあらかず前年事業年度の単体営業利益（2025年3月期 6,414百万円）を使用することが重要だと判断し、採用しております。
- ・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）については基準となる指標を連結業績の財務活動を含めた全体損益を表している連結経常利益（2025年3月期 8,690百万円）を使用することが重要だと判断し、採用しております。
- ・なお、当該基準は3年ごとに見直しされ、取締役会で決定いたします。

(2) 賞与

- ・月額同様に執行役員賞与を基礎とし、取締役賞与を加算します。
- ・基準月数は、直近における標準的な業績を基に、2.5ヶ月/半期としております。
- ・執行役員賞与は単体業績を基準にしたものと、担当職務における役員個々の査定に基づいたもので決定しております。
- ・取締役賞与については連結経常利益を基準とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、代表取締役の別で決定しております。

3. 報酬等の割合に関する方針

- ・執行役員報酬と取締役報酬の割合は、役員賞与を2.5ヶ月/半期とした場合、75:25を基本としております。
- ・基本報酬部分と業績連動報酬部分は同じく役員賞与を2.5ヶ月/半期とした場合、60:40を基本としております。
- ・業績連動報酬部分は過去の業績等に基づいた基準に対して生み出された成果・業績を以て処遇するものであり、その業績の反映度は、高い役位に対して、より高い成果・業績責任を求める設計としております。このことにより、業績連動報酬部分については成果・業績の好不調に大きく左右されますので、その割合は大きく変動することがあります。

4. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・ 当社の取締役の報酬総額は、2022年6月29日開催の第93回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬総額の上限を年額400百万円（うち社外取締役分は400百万円とする）、監査等委員である取締役報酬総額の上限を年額40百万円と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役は3名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。
- ・ 賞与の支給は年2回としております。

5. 報酬等の決定の委任に関する事項

- ・ 当社の役員報酬等の決定過程における取締役会の活動は、2019年8月7日開催の取締役会にて役員報酬の配分基準等について決議しており、その決議に基づき役員の報酬及び賞与の個人配分については代表取締役社長 社長執行役員 布山尚伸に一任しております。

6. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・ 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、基本報酬のみにしております。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬も、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、基本報酬のみとしております。
- ・ 2006年6月29日開催の第77回定時株主総会において、取締役及び監査役への退職慰労金制度を廃止し、同制度廃止までの在任期間に対応した取締役及び監査役への退職慰労金をそれぞれの退任期に支給することを決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|---------------|-----------------|-----------------|--------|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 | |
| 取締役（監査等委員を除く） | 284 | 157 | 126 | — | 7 |
| （うち社外取締役） | (12) | (12) | (—) | — | (2) |
| 取締役（監査等委員） | 25 | 25 | — | — | 3 |
| （うち社外取締役） | (12) | (12) | — | — | (2) |

- (注) 1. 上記支給人数には、無報酬の社外取締役1名は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は7名（うち社外取締役は3名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）であります。
 3. 当事業年度において、社外役員が、子会社から役員として受けた報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分 | 氏名 | 重要な兼職の状況 | 関係 |
|----------------|-------|----------------------------------|------------------------------|
| 取締役 | 辻川 正人 | 弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー | 法律顧問契約を締結しております。 |
| | 辻 孝夫 | フィード・ワン株式会社 社外取締役 | 特別の関係はありません。 |
| | 権藤 義一 | 三菱電機株式会社 関西支社事業推進部長 | 製品の仕入及び販売があります。 |
| 取締役 (監査等委員) | 大谷 康弘 | 株式会社関西ベンチャーインキュベート 代表取締役 | 特別の関係はありません。 |
| | | KVI税理士法人 代表社員 監査法人グラヴィタス 代表社員 | 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 |
| | 塩路 広海 | 弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員 | 特別の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|----------------|-------|---|
| 取締役 | 辻川 正人 | 当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化に関わる意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。 |
| | 辻 孝夫 | 当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、上場企業の代表者として培われた会社経営に関する豊富な経験・知識と技術者としての専門的見地から意見を述べることで取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。 |
| | 権藤 義一 | 当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、当社と異なる社外の視点から意見を述べることで取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 大谷 康弘 | 当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、また、監査等委員会7回全て（100％）に出席し、公認会計士として培われた専門的見地から発言を行う他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。 |
| | 塩路 広海 | 当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、また、監査等委員会7回全て（100％）に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行う他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、社外取締役全員と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について

当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して委縮しないように、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役、監査役、執行役員であり、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

当該保険契約は、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用等）に対して、保険金が支払われます。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 55百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 55百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である立花オーバーシーズホールディングス社、タチバナセールス（シンガポール）社、タチバナセールス（香港）社及び立花機電貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の基本方針は、将来の経営環境の変化に対応できるよう財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を図りながら、株主の皆様に対しましては、安定配当をベースとして業績に裏付けられた適正な利益還元に努めていくことを基本としております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり50円といたしました。これにより、中間配当金50円と合わせまして、年間配当金は1株当たり100円となります。

なお、2023年6月5日の取締役会において、資本効率向上と株主還元の強化を図るため、3年間（～2026年3月期）で300万株（発行済株式数の12%）を上限に自己株式を取得する方針を決議して、2025年3月期までに既に200万株を取得し、当事業年度においても100万株の自己株式を価額総額29.3億円で取得いたしました。これにより、配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向は69.5%となります。

なお、中長期経営計画「GIC30」期間において、次の100年を見据えて積極的な成長投資で更なる事業拡大を図るとともに、株主の皆様への還元姿勢をより明確化にすることで企業価値を高めていくべく、2026年5月12日の取締役会において配当方針を次のとおり変更いたしました。

【変更後の配当方針】

当社は、将来の経営環境の変化に対応できるよう財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を図りながら、中長期的な観点から株主還元を実施することを基本としております。

配当については、2031年3月期までの中長期経営計画期間中において、累進配当（配当水準を維持または増配する方針）をベースとして持続的な利益成長に連動した適正な利益還元に努めてまいります。

【変更の時期】

第98期(2027年3月期)中間配当より適用いたします。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-------------------|----------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 24,792 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 68,932 |
| 有価証券 | 1,394 |
| 商品 | 31,879 |
| 仕掛品 | 10 |
| 原材料 | 1 |
| 未収入金 | 3,483 |
| その他 | 1,185 |
| 貸倒引当金 | △63 |
| 流動資産合計 | 131,616 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物 | 2,783 |
| 機械装置及び運搬具 | 13 |
| 工具、器具及び備品 | 476 |
| 土地 | 1,988 |
| リース資産 | 57 |
| 建設仮勘定 | 24 |
| 有形固定資産合計 | 5,343 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 1,341 |
| その他 | 473 |
| 無形固定資産合計 | 1,814 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 36,216 |
| 長期貸付金 | 4 |
| 退職給付に係る資産 | 2,940 |
| 繰延税金資産 | 457 |
| その他 | 985 |
| 貸倒引当金 | △76 |
| 投資その他の資産合計 | 40,528 |
| 固定資産合計 | 47,686 |
| 資産合計 | 179,303 |

| 科目 | 金額 |
|----------------------|----------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | |
| 支払手形及び買掛金 | 47,069 |
| 短期借入金 | 8,815 |
| 未払法人税等 | 2,345 |
| 賞与引当金 | 1,382 |
| その他 | 5,141 |
| 流動負債合計 | 64,754 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 660 |
| 長期未払法人税等 | 15 |
| 繰延税金負債 | 7,871 |
| 退職給付に係る負債 | 715 |
| その他 | 311 |
| 固定負債合計 | 9,573 |
| 負債合計 | 74,327 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 5,874 |
| 資本剰余金 | 6,146 |
| 利益剰余金 | 80,891 |
| 自己株式 | △8,687 |
| 株主資本合計 | 84,225 |
| その他の包括利益累計額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 16,492 |
| 繰延ヘッジ損益 | △0 |
| 為替換算調整勘定 | 3,057 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 1,200 |
| その他の包括利益累計額合計 | 20,750 |
| 純資産合計 | 104,975 |
| 負債純資産合計 | 179,303 |

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高 | | 227,511 |
| 売上原価 | | 198,107 |
| 売上総利益 | | 29,403 |
| 販売費及び一般管理費 | | 21,892 |
| 営業利益 | | 7,511 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 302 | |
| 受取配当金 | 583 | |
| 仕入割引 | 47 | |
| 為替差益 | 707 | |
| 雑収入 | 127 | |
| 営業外収益合計 | | 1,767 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 116 | |
| シンジケートローン手数料 | 18 | |
| 雑損失 | 26 | |
| 営業外費用合計 | | 161 |
| 経常利益 | | 9,117 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 478 | |
| 投資有価証券売却益 | 1,438 | |
| 特別利益合計 | | 1,917 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 179 | |
| 特別損失合計 | | 179 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 10,855 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,622 | |
| 法人税等調整額 | △189 | 3,433 |
| 当期純利益 | | 7,422 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 7,422 |

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-------------------|----------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 9,178 |
| 受取手形 | 166 |
| 電子記録債権 | 12,860 |
| 売掛金 | 42,766 |
| 有価証券 | 996 |
| 商品 | 20,430 |
| 前渡金 | 132 |
| 前払費用 | 249 |
| 未収入金 | 2,591 |
| その他 | 546 |
| 貸倒引当金 | △57 |
| 流動資産合計 | 89,861 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 2,627 |
| 構築物 | 24 |
| 車輛及び運搬具 | 5 |
| 工具、器具及び備品 | 386 |
| 土地 | 1,128 |
| リース資産 | 6 |
| 建設仮勘定 | 19 |
| 有形固定資産合計 | 4,197 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 1,316 |
| その他 | 343 |
| 無形固定資産合計 | 1,659 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 30,942 |
| 関係会社株式 | 6,661 |
| 出資金 | 30 |
| 長期貸付金 | 90 |
| 長期前払費用 | 37 |
| 差入保証金 | 117 |
| 前払年金費用 | 1,187 |
| その他 | 131 |
| 貸倒引当金 | △76 |
| 投資その他の資産合計 | 39,123 |
| 固定資産合計 | 44,980 |
| 資産合計 | 134,842 |

| 科目 | 金額 |
|-------------------|----------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | |
| 支払手形 | 12 |
| 電子記録債務 | 7,686 |
| 買掛金 | 30,155 |
| 短期借入金 | 6,496 |
| 未払金 | 1,893 |
| 未払費用 | 506 |
| 未払法人税等 | 1,801 |
| 前受金 | 1,525 |
| 預り金 | 876 |
| 前受収益 | 3 |
| 賞与引当金 | 1,076 |
| その他 | 1 |
| 流動負債合計 | 52,034 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 50 |
| 繰延税金負債 | 6,644 |
| 資産除去債務 | 9 |
| その他 | 5 |
| 固定負債合計 | 6,709 |
| 負債合計 | 58,743 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 5,874 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 5,674 |
| その他資本剰余金 | 0 |
| 資本剰余金合計 | 5,674 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 349 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 38,900 |
| 繰越利益剰余金 | 18,370 |
| 利益剰余金合計 | 57,620 |
| 自己株式 | △8,687 |
| 株主資本合計 | 60,482 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 15,616 |
| 繰延ヘッジ損益 | △0 |
| 評価・換算差額等合計 | 15,616 |
| 純資産合計 | 76,098 |
| 負債純資産合計 | 134,842 |

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|-------|---------|
| 売上高 | | 158,394 |
| 売上原価 | | 137,504 |
| 売上総利益 | | 20,890 |
| 販売費及び一般管理費 | | 14,341 |
| 営業利益 | | 6,548 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 946 | |
| 仕入割引 | 14 | |
| 為替差益 | 511 | |
| 雑収入 | 89 | |
| 営業外収益合計 | | 1,561 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 57 | |
| シンジケートローン手数料 | 18 | |
| 雑損失 | 22 | |
| 営業外費用合計 | | 98 |
| 経常利益 | | 8,011 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 1,438 | |
| 特別利益合計 | | 1,438 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 15 | |
| 特別損失合計 | | 15 |
| 税引前当期純利益 | | 9,434 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,861 | |
| 法人税等調整額 | △32 | 2,828 |
| 当期純利益 | | 6,605 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社 立花エレテック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 藤井 秀史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村上 育史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社立花エレテックの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5月19日

株式会社 立花エレテック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 秀史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上 育史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社立花エレテックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社 立花エレクトック 監査等委員会

常勤監査等委員 飯島 誠 ㊟

社外監査等委員 大谷 康弘 ㊟

社外監査等委員 塩路 広海 ㊟

(注) 監査等委員大谷康弘及び塩路広海は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市西区西本町1丁目13番25号

当社本社 9階ホール

電話：06 (6539) 8800 (代表)

- ・車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
- ・会場には車椅子等の方がご利用いただける多目的トイレが設置されております。

交通

大阪メトロ 御堂筋線 本町駅 ⑤・⑧ 番出口 徒歩約10分

大阪メトロ 四つ橋線 本町駅 ②⑥・②⑦ 番出口 徒歩約5分

会場に駐車場のご用意はしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

